

蚕種統一政策と県立農業研究施設の再編¹

—群馬県の事例を中心に—

富澤 一 弘 ・ 江 崎 哲 史

The standardization policy for a breed of silk egg and
reorganization of prefectural agricultural facilities for research
—The study Facusing on the Gunma Prefecture—

Tomizawa Kazuhiro · Esaki Satoshi

Summary

Before promulgation of sericulture law many prefectures in the western part of Japan attempted to standardize the breed of silk egg by the prefecture. But the method and the degree of progress was no pattern to these prefectures. And in the group of prefectures as Gunma and Nagano, the authorities was a financial supporter to associations but didn't attempt to standardize the breed of silk egg. After promulgation of sericulture the standardization the breed of silk egg became a national policy and prefectures that were passive to the standardization in the past were connected with this law. Prefectural factory of silk egg ancestor was build in many prefectures. While centralization policies were in force, prefectures attempted to invite a local agency of the national factory of silk egg ancestor. Prefectures wanted to spread the high technology of state to the local. Cocoon seed council was a point of contact between authorities and maker in selection of the breed and prefectural factory of silk egg ancestor was facilities to executive the policy.

¹ 本稿は江崎哲史の博士論文『近代日本における蚕糸業の発展と産業政策—蚕種検査を中心に—』の一部を改稿したものである。

はじめに

近代日本の基幹産業であった蚕糸業は、主に蚕種業・養蚕業・製糸業といった各種の工程で構成されていた。さらにその中で明治後期における府県レベルの蚕糸業政策の重点は蚕種業に置かれていた。

本稿の中心となる蚕種統一問題は、日露戦後の製糸業の発展を受けて上海製器械糸のアメリカ市場における台頭を危惧した財界によって提議されたものである²。そして、こうした提議のような法令に基づく国内の蚕種業に対する粗製品の規制のみならず国家主導による蚕品種の開発および整理によって奨励することを企図したものであった。

蚕品種の統一は明治期全体を通じて蚕糸業者や農商務技官によって叫ばれ続けて来た。さらにその一方で、既に日露戦争の前後より西日本を中心に少なからぬ府県が原蚕種製造所を運営し府県単位の蚕種統一を進めていた。そうした各種の試行錯誤の中で官民双方によって推進された蚕種統一運動の成果として、1911（明治44）年に蚕糸業法が公布された。同法は明治期の蚕糸業についての法令の集大成とも言うべき法令である。そして、同法は蚕種検査を中心にそれまで別個に並存した蚕糸業政策を、蚕種統一を目的としそれぞれを体系的に位置付け直す内容のものであった³。この法令を契機として蚕種統一が国策として本格的に動き出したわけであるが、結果として蚕品種の整理などが当時の蚕糸業の規模に追い付かず当初の目的が早々に達成出来た訳ではなかった。しかしながら、それを目的とした先述の蚕糸業法公布が国家・府県の研究施設の再編をうながすこととなった。その府県レベルでの具体的な動向が、各府県における県営の原蚕種製造所の設立や地方種繭審査会の開催などであった。

本稿の目的は、そうした蚕種統一問題と府県レベルの研究機関の再編やそうした再編に伴う研究機関の具体的な業務の変遷について、群馬県の事例を中心に考察を加えることとである。なお、群馬県を対象としたのは史料収集上の理由からである。

ここで、各章に入る前に先立って先行研究の整理を行う。膨大な蚕糸業研究の中で政策史に焦点を当てた研究は多くはないが、蚕種統一運動に対する研究も同様の傾向にある。代表的なものは石井寛治氏の「1910年前後における日本蚕糸業の構造」であり、同研究は官民が推進した蚕種統一運動の具体的な展開を明らかにした上で、同運動については「原蚕種官営方式に関する限り、実質的にはまさに竜頭蛇尾に終わった」としている⁴。また、蚕糸業法公布後の府県レベルの動向についても、公布の翌年より各府県において国立原蚕種製造所の支所や県立の原蚕種製造所の設立、種繭審査会の開催が進展したとしている⁵。さらに蚕種統一運動における府県レベルでの詳細な動向については、例えば『群馬県史』通史編第8巻では、原富岡製糸場長・大久保佐一が主導し代議士の

2 石井寛治『日本蚕糸業史分析—日本産業革命研究序論—』（東京大学出版会、1972年）p83。

3 渡辺洋三「農業関係法（法体制確立期）」『講座近代日本法発達史』第2巻（勁草書房、1959年）p62。

4 石井寛治「1910年前後における日本蚕糸業の構造—蚕種統一運動の分析による一考察—」『資本主義の形成と発展』（東京大学出版会、1968年）p208。

5 前掲4石井論文、p208。

高津仲次郎等に協力を仰ぐことで大規模な運動が展開された過程が明らかにされている⁶。また北村實彬・野崎稔両氏は著書『農林水産省における蚕糸試験研究の歴史』において、石井寛治氏の明らかにした蚕種統一運動の成果としての蚕糸業法公布に伴う研究・教育機関再編の具体的な内容について明らかにしている⁷。

しかしながらこれら一連の研究からは、蚕糸業者の矢面に立って政策を施行する府県当局が蚕種統一政策によってどのような影響を受けたのかは概要が明らかされただけである。とりわけ、同政策の最大の焦点として蚕糸業法公布に伴う研究機関の再編やその影響については、府県レベルでの事例研究に乏しい。本稿の執筆には、その点を明確にする上で意義があると考えられる。

第1章 県立農事試験場の運営状況

1. 運営予算

この項では、日露戦後経営期における予算や蚕糸業における実験内容等の運営状況について、群馬県立農事試験場の事例を中心に触れる。

まずは予算である。【表1】は同時期における群馬県立農事試験場の運営予算の予算総計とその内訳、注入された国庫補助金の額を示したものである。

運営予算（勸業費経常部）は毎年2万円弱の水準であり、1909年まではその内の1割余が、それ以降は1割弱が国庫補助金で補填されている。しかし、大正元年は後述する原蚕種製造所独立によ

【表1】1907-1913年における群馬県農事試験場予算（経常部）の推移

単位：円（1円未満は切捨）

議決年度	予算総計／国庫補助金／補助金比率	俸給	雑給	場費	修繕費
1907年	14,198／2,530／17%	5,192	4,030	4,815	160
1908年	14,817／2,530／17%	5,432	4,345	4,876	163
1909年	15,638／2,530／16%	5,708	4,459	5,283	188
1910年	16,466／1,480／8%	5,708	4,431	6,210	216
1911年	17,253／1,480／8%	5,708	4,330	6,999	215
1912年	13,493／980／7%	4,548	4,321	4,409	215
1913年	12,850／1,280／9%	4,152	4,080	4,362	256

注1 『通常県会議決録』各年次（群馬県庁所蔵）より作成。

注2 1911（明治44）年に貯桑庫および種繭研究所の建設費として臨時支出800円の支出。

6 『群馬県史』通史編第8巻（群馬県史編さん委員会、1989年）p168-169。

7 北村實彬・野崎稔『農林水産省における蚕糸試験研究の歴史』（独立行政法人 農業生物資源研究所、2004年）p31-32。具体的には、蚕糸業法の公布によって蚕種配布業務が原蚕種製造所に委譲となった後に東京蚕業講習所・京都蚕業講習所が大正初期頭にそれぞれ文部省所管の東京高等蚕糸学校、京都高等蚕糸学校に改組されたことなどである。

って同予算が減額されている。

続いて試験場予算の内訳について触れる。内訳の大半を占めるのが、雇等のような末端に位置する職員の給与に相当する「俸給」であり、予算全体の3割以上を占めている。次に出張や賄などの諸経費に相当する「雑給」であるが、これも予算全体の3割弱の比率を占めている。これら人を使役するための経費が予算全体の半分以上の比率を占めている。

そして次いで多いが臨時職員の給与や諸経費・修繕費を除く、設備や消耗品その他の経費に相当する「場費」であるが、これも全体の3割以上の比率を占めている。または「場費」の内訳であるが、その大半は備品・消耗品のための経費であり、さらには次節でふれるような伝習事業に対して1910-1912年の3年間は各年864円、1913年には432円の予算を支出している⁸。

蚕種検査予算の肥大化に伴う国庫補助金比率の低下や県立原蚕種製造所独立による予算の減額等、国家の蚕糸業政策の影響を強く受けていると考えられる。

2. 県立農事試験場の業務

続いて農事試験場の蚕糸業保護の業務についてである。管見の限りでは大別して見習生の募集・育成と品種改良に関連する業務のふたつが挙げられる。

最初に見習生の募集・育成について触れる。群馬県では1907年の通常県会における議員の要請を県当局が受け入れる形で、翌1908年より農事試験場において見習生を募集して蚕糸業技術の伝習に当たらせている。

当時県報に掲載されていた群馬県立農事試験場についての公告の概要を記すと、以下のようになる。掲載期日は5月1日（ただし試験場の公布は4月26日）、募集は前橋市の本場であり募集人員数は種繭・春蚕の2種類でそれぞれ5名、募集期間は種繭が5月1日から12月20日、春蚕が5月1日から9月30日である⁹。

見習生の資格はまず「本縣居住者ニシテ本場ニ於テ特ニ農作業ノ實地ヲ習得セムトスル者」である。また17歳以上の心身強壯な者で「假名交文ヲ繼續ス加減乗除ニ通スル」、つまり仮名で文章の筆記や基礎的な算数が出来ることであり、通学が義務付けられ費用は自弁である。さらに見習習得期間は種繭が1年、春蚕（養蚕）が半年である¹⁰。

こうした条件から、以下のようなことが言える。まず、県内の農民を対象に蚕種・養蚕の実習生を募集しており、その資格として満17歳以上で心身強壯でかつ基礎的な数学が出来る者が条件となっている。また、その際の交通費等の費用は自弁であるから、これに応募出来るのは地域における富裕層と考えられる。この伝習事業は史料の制約上詳らかではないが、大豆生田稔氏の神奈川県を事例とした研究によれば、1900年代初頭より地域有力者の師弟を中心とする県農事試験場の講習会

8 『通常県会議決録』各年次（群馬県庁所蔵）。

9 『群馬県報』1908年5月1日25面・公告（群馬県立文書館所蔵）。

10 前掲9『群馬県報』1908年5月1日25面・公告。

の参加者が、町村における農業技術を普及させるための媒介役となったということである¹¹。

群馬県の場合もそのような県の研究機関の技術を県内に普及させる活動の一環である可能性が高い¹²。1908年の通常県会において、当時の群馬県の勸業政策担当部署であった第三部の責任者で事務官補であった直井三郎は次のように述べている¹³。

昨年以来実習生ヲ寡集致シマシテ実習ノコトニ当ラセテ居リマスガ成績ハ（中略）佳良デゴザイマシテ習得ヲ致シ郷里ニ帰ツテ其術ヲ應用シテ來ルト云フ風デアツテ結果ハ好イヤウニ認メテ居リマス、尚講習中閑ガアレバ農事試験場ノ事業ヲ十分ニ助ケテ來ルト云フヤウニ極メテ良好ニ認メテ居リマス

史料下線部より末端への技術普及の側面が強く、また副次的な効能として農事試験場の労働力の補助という点が挙げられる。

続いて試験事業について考察を行う。群馬県立農事試験場が養蚕試験を始めたのは1903年のことである。しかし同試験場は少なくとも県農事試験場時代の1900年代中頃より蚕種業に関連する実験を行っていることが確認出来るので、養蚕と同時期に開始した可能性も考えられる。

次の史料は農商務省の蚕種試験に使用する標本を同省へ配送する際の文書である¹⁴。

蠶種托依農商務省種類試験ニ関スル件ニ付御回答按

客月卅一日付発第六六七号ヲ以テ御照会相來蠶種種類試験ノ為製造セル蚕種ハ客月卅一日本縣農事試験場ヨリ東京蚕業講習所へ宛直接及御送付置候条右御了知相來被此段及回答候也

年月日 知事

農務局長宛

宛先は東京蚕業講習所であり、時期的に秋蚕の製造と考えられる。先述したように県農事試験場の機能は国立の研究・教育機関の支部のような側面も存在したが、こうした標本の供給等の業務が中央官庁直営の試験場の整備拡充に伴い、それらに取って代わられていった可能性がある。

またこうした国立の施設の研究補助のみならず、蚕種業者に対する種繭の配布も行っていたものと考えられる。次の史料は1906年7月の製造した蚕種を県民に無償配布する際県報に掲載された広

11 大豆生田稔「農業技術の普及と農会組織の形成—明治中後期の橘樹郡—」『横浜近郊の近代史—橘樹郡にみる都市化・工業化』（日本経済評論社、2002年）p153。

12 1908年の通常県会において、事務官補で第三部長の直井三郎は「昨年以来実習生ヲ寡集致シマシテ実習ノコトニ当ラセテ居リマスガ成績ハ（中略）佳良デゴザイマシテ習得ヲ致シ郷里ニ帰ツテ其術ヲ應用シテ來ルト云フ風デアツテ結果ハ好イヤウニ認メテ居リマス、尚講習中閑ガアレバ農事試験場ノ事業ヲ十分ニ助ケテ來ルト云フヤウニ極メテ良好ニ認メテ居リマス」

13 『群馬県会議決録』1911年（群馬県庁所蔵）、勸業費1次会。

14 『明治三十九年 水産・気象・肥料製造販売・鉱業・農事試験』『群馬県行政文書』（群馬県立文書館所蔵）。同書簡の発送は1904年11月7日である。

告である¹⁵。

春蠶種配付廣告

一春蠶種配付

青熟、又昔、小石丸、鹽原亦昔

請求期 本年ニ限り七月十七日ヨリ七月三十一日ニ限り

數量 一人ニ付一種類限り二十八蛾區以上百二十蛾區以内トス

郵送料 蠶種発送前請求スルモノトス

右蠶種製造家ニ限り出願ノ順序ニ依リ無代償ニテ配付ス

明治三十九年七月

群馬縣農事試験場

史料より、又昔や小石丸といった蚕病に強い品種が少なからず製造されたことは同時代の特徴であると考えられる。また養蚕試験であるが、これも農商務省よりの繭の製造委託の史料が残されていたので順を追って掲載していくこととする。

次の史料は、1905年5月に農商務省の試験に使用する繭の標本を製造した際の広報である¹⁶。

農事試験場蠶況第一報

本場飼育ノ蠶児ハ農商務省ヨリノ依託ヲ受ケタル種類試験供用ノモノニシテ其種類ノ合計五種其産地及名稱左ノ如シ

一角 又 東京蠶業講習所ニ於テ連年採種セルモノ

一青 熟 同様

一小石丸 京都蠶業講習所ニ於テ連年採種セルモノ

一白 玉 埼玉縣競進社ニ於テ連年採種セルモノ

一又 昔 本縣高山社ニ於テ連年採種セルモノ

以上五種類ハ到着ニ多少ノ遅速アリタレトモ同時日ヲ期シ例年ノ如ク貯藏器ニ収メ獲種シタリ (中略)

各蠶種ハ四月十九日貯藏器ヨリ取出シ催青ニ着手シタルニ各種共五月一日ニ至リ少數ノ發蛾ヲ見翌二日ニハ齊一ニ發生シ各蛾量四匁宛ヲ収メ角又ハ五月八日午前七時其他ハ全月八日午前十一時就眠停食シ前者ハ五月九日午前十一時後者ハ同日正午ヲ以テ竣脱シ全ク本齡ヲ了リ而シテ此間ニ於ル天候ハ晴極メテ少ナク曇雨相半シ稍ヤ低温多湿ナリシモ蠶児ハ舉動活發ニシテ齊一ニ發育セリ (以下省略)

15 『群馬県報』1906年7月20日19面・公告 (群馬県立文書館所蔵)。

16 『群馬県報』1905年5月19日5面・公告 (群馬県立文書館所蔵)。

【表2】「拂下繭仕書」による1906年の群馬県農事試験場の製造繭払下状況

品名	伊達錦	鳥取亦昔	亦昔	角又	白玉	又昔同	青熟同	小石丸上繭	計
数量(石)	21	25	46	69	66	226	82	83	618
1月の価格(円)	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	4.75	—
予定価格	9.975	11.875	21.85	32.775	31.35	107.35	38.95	39.425	293.55

注1 『明治三十九年 水産・気象・肥料製造販売・鉱業・農事試験』「群馬県行政文書」（群馬県立文書館所蔵）より「拂下繭仕書」より作成。

史料より標本製造に使用する蚕児に県内のみならず全国各地のものを使用していることが注目される。恐らくはこうした試験を全国的に行い、さまざまな品種がどのような土地に適するかを模索していると考えられる¹⁷。

また県独自で行った養蚕試験で製造された繭は毎年民間に払下げられているが、その数量は例えば1906年については【表2】のようであった。

別表に標準的な品種に混じって「鳥取亦昔」という品種が存在する。これは後述する蚕糸業の後進地域である鳥取県が、他府県に先駆けて県営の蚕種の研究施設を設けて在来の品種を改良したものである。群馬県当局は少なくとも1906年の段階で同品種の試験栽培を行ったのであるが、こうした後進地域の技術向上に対して蚕種統一運動が盛り上がる前後の1909年の段階で次のような見解を示した¹⁸。

蚕種製造者トシテ其商畧ニ奇ナルハ信州ニ若シクハ勿ルヘク蚕種トシテ其系統ノ善義ヲ以テ天下ニ鳴リシハ群馬縣ノ右ニ出ツルハ勿カルヘシ往時ニアリテハ西ヶ原蚕業講習所ノ青熟伊勢伊藤小左衛門小石丸上毛高山社ノ又昔ヲ以テ天下ノ三品ト称シ其名モ世ニ高カリシ然ルニ時勢ノ変遷ト共ニ小石丸ハ漸ク世ニ忘レラレ青熟亦昔昔日ノ名ヲ止メス又昔獨リ其盛ン極メタルニ晩近ニ至リ縣下勢多郡ヨリ塩原亦昔ナル一派世ニ顯ハレ新進ノ勢殆ンド世ヲ蓋フノ觀アリ爰ニ於テカ世人ヲシテ群馬縣ノ又昔ナルカ又昔ノ群馬縣ナルカト謳ハシム亦盛ナリト云フヘシ然ルニ俵ルヘキハ後進ナルカナ近時関西諸國殊ニ鳥取島根等ノ諸縣ニ於テ蚕種一定會ナルモノヲ設ケ本縣特産亦昔ニ改良ヲ加ヘ之ニ伯州亦ナル名ヲ冠シ以テ世ニ供給セリ其品位敢ヘテ原産ノ塩原亦ニ譲ラス今ヤ伯州亦ノ世ニ供給セラル、高ハ尠カラス此ノ種ノモノハ獨リ鳥取縣ヨリ産出セラル、ノミナラズ島根愛知等ノ諸縣ヨリモ産出セラレ漸次其領域ヲ廣メツ、アリ蓋シ蚕種ニシテ貴フ所ノモノハ其特徴ニアリ

17 統報に「本齡（二齡）ニ於ケル天候ハ饑食當時ハ霖雨打續キ為ニ冷濕ヲ感ゼシモ再後漸次順ニ復シ温濕其當ヲ得タリ而テ蠶兒ノ發育ハ各種共極ヲ佳良シテ角又、小石丸、白玉ノ三種ハ五月十五日午前八時他ノ二種ハ全日十一時無事脱殻シ全ク本齡ヲ了ケリ」とあり、養育は成功したと考えられる。この後程無く東京蚕業講習所に送付されたと考えられる。

18 「蠶業計劃書」『明治四十二年 水産 雑事 氣象 農務 知事官房』「群馬県行政文書」（群馬県立文書館所蔵）。

下線部より、先述の鳥取県における伯州亦など蚕糸業の後進地域が品種選定機関を設け先進地域の誇る品種の独自改良を行いそれが成果を上げている旨が理解出来る。こうした後進地域が県当局の技術力を梃子に独自に品種の改良を行い、これが蚕種統一を阻む大きな要因のひとつとなる¹⁹。また同史料の内容は、群馬県当局がこうした県の動向を強く意識していたことを示唆している。

こうした蚕糸業の新興地帯の動向に対して群馬県では、県内の蚕種同業者組合連合会がこの前年より品種の選定を行い、また県当局は技官を顧問として派遣し年額300円の補助金を出すなどしてこれを間接的に補助した²⁰。

第2章 蚕種統一運動における各県当局の動向

1. 各県当局の原種管理政策

蚕種統一運動の全国的な展開や群馬県内における動向については、石井寛治氏の研究や『群馬県史』によりおおよその流れが解明されているのでここでは省略するが、こうした運動の最中に蚕種政策を末端で行う県当局がどのような動向を示したのかについて触れる。蚕種業は明治期全体を通じて当業者間の淘汰が行われていたが、これと並行して蚕種の府県レベルでの統一や改善に向けての動きは明治後半から存在した。

鳥根県では日露戦争後に県が原蚕種を製造・管理する研究施設である原蚕種製造所が設立されたが、その当初の県会における知事の発言である²¹。

蚕業講習所デアリマスガ従来原蚕種製造ノ傍ラ生徒ヲ養成スルコトニナリテ居リマシタガ是ハ蚕業講習所ト原蚕種製造ノ方トニツニ分ケタ方ガ県経済上ニ於テモ利益ガアリ實際講習ノ上ニ於テモ便利デアリマスノデ新タニ蚕業講習所ノ看板ヲ掲ゲルコトニシタノデアリマス其結果従来ノ蚕業教師費ヲ廃メテ其代リニ一方原蚕種製造所ヨリ蚕業講習所ヲ割イテ之ヲ置クコトニシマシタガ為メニ幾ラカ其費額ハ減ズルコトニナリタノデアリマス

鳥根県当局が蚕糸業における研究機関と教育機関を分離することを企図して原蚕種製造所を設立したという内容の史料である。鳥取・鳥根においては県当局の早期の原種管理が成功した県であり、1905（明治38）年には原種製造所設立が県会で可決された。また研究機関と教育機関の分離は、結果として明治末期から大正初頭における国家の蚕糸業の研究・教育機関再編を先取りする形となったと言える²²。

また一方では、既にこの段階で石井寛治氏の指摘するような京都・三重等高級な部類の生糸の産

19 前掲4石井論文、p208。

20 前掲18「蠶業計劃書」。

21 『鳥根県議会史』第2巻（鳥根県議会史編さん委員会、1959年）p562。

22 この時代の府県立の農業系教育機関はさまざまな系統のものから成り立っており、また研究と教育の領域があいまいであった。その中で研究に特化した施設を設立するという鳥根県の方法は、独自の技術開発を行う体制を構築するという点が画期的であった。

地や早期の原種管理が成功した鳥取・島根等の県とそうでない群馬・長野・埼玉等の県との原種に対する対応の差につながるような状況が出来上がりつつあったと言える²³。

次の史料はそうした県単位の蚕種統一を目指した県当局の動向を俯瞰した史料である²⁴。

●蚕種統一施設

（農商務省調査）

鳥取 ①同縣は卅六年原蠶種製造所を設け、三十九年より毎年種繭審査會を開き、四十一年度更らに共同種繭審査の制を設けたり、原蠶種製造所の原種は當業者の要求に依り、毎年其配付數量を増加し種繭審査の結果は、蠶種製造者の種繭を一定し、且つ製種用繭選定の方針を了解せしめたる爲め、縣下の産繭は其品位略一定して蠶糸家の希望に副うに至れり、

滋賀 ②三十九年縣立原蠶種製造所を設く、蠶糸製造者へ原蠶種配布を強制する事は、全然失敗に終れりと雖も、希望配付の制度に改めて以來漸次配付額増加し、四十一年には二萬五千八百八十蛾四十二年約四萬餘蛾に達せり

岡山 農事講習所に於て原種の製造をなし、一般希望者に配布す、施行以來尚淺きに依り指示すべき効績を認めずと雖も、産繭の品位漸次一定せるもの、如く、且つ蠶種製造者が原蠶用種繭の選別を、嚴重に爲さざるべからざる事を自覺したり、

徳島 三十九年縣立原蠶種製造所を創設し、漸次種繭の統一を見るに至りたるが如しと雖、原種の供給未だ十分ならざるのみならず、自家用蠶種製造額の増加と、縣下より輸入する蠶種少なからざるに依り、未だ完全なる効果を期し難しと雖も、産繭の品位漸次向上せるは事實なり、

島根 ③三十八年縣立原蠶種^{（ママ・所次カ）}を製造して蠶種製造者に無償配付せり、其結果として原蠶種製造所に於て選定したる改良又昔は、今や殆ど全縣下に及び漸次生産繭の統一を見るに至れり、從つて製糸家は糸質の向上を遂げ得たるのみならず、練糸工程を進捗し得るに至れり、

三重 四十一年始めて農事講習所に於て原種を製造することとなり、施後以來日尚淺きに依り徴すべき効果を認めずと雖も、多く好意を以て迎えられ居り

山口 四十一年度より原蠶種製造所の事業を開始せり以來日淺きに依り顯著なる効果を認めずと雖も、蠶種の配付を得たる當業者は頗る好意を表せり、右の外四十三年度より新潟、及び長崎兩縣に於ても此程事業を開始せりとあり、

史料下線部①・②・③より西日本のいくつかの県において、既に1910年前後の段階で独自の蚕種の製造・配付に着手している県が存在することが確認出来る。ただし、その規模や統一への進捗具合は各県によってまちまちのようである。鳥取・島根・滋賀・徳島・山口のように原蚕種製造所を新設する県もあれば、三重や岡山のように農事講習所で製造事業を行う県も存在した。また、統一

23 前掲 2 石井書、p204。

24 『東京經濟雜誌』1910年12月17日、p34-35。

事業の進捗状況は鳥根や鳥取以外のおおよその県では試行錯誤の段階であったと考えられる。ただし滋賀のように蚕種業者の地盤が強力な県でさえ、統一そのものは失敗に帰したにせよ当局の優良種の配布が歓迎されたことは県当局の業者に対する影響力が強まっている点において注目に値する。

さらに、そうした統一のための蚕種の選定に当たって、鳥取県では蚕糸業者を交えた種繭審査会を開催していることは、これが蚕糸業法公布によって各府県での開催が義務付けられることになる地方種繭審査会の雛形となった可能性がある。そうした西日本を主とする蚕糸業の新興地域において県単位での統一を目論む県当局の動向が活発な一方、こうした県に加えて群馬や長野のような先進地域では国立原蚕種製造所の地方支部設立へ向けての誘致競争が激化した。次の史料はその様相について触れたものである²⁵。

●蠶種製造所の奪合

原蠶種製造所は中央に一ヶ所、地方に五ヶ所設置の事に決せるが該所の有無は當業者の便否は元より、蠶業の發達上尠からざる關あるを以て、各地方に於ては過般來猛烈なる運動を始め、尤も甚だしきは福島、山形、名古屋、岐阜、長野、群馬、埼玉等にして、何れも敷地の無償提供其他種々なる申出を爲し、中には選出議員を通じて引付け運動に腐心し居り、此他八王子町は中央製造所を獲んとて、昨今運動を始めたが尚中國及九州へも、各一ヶ所の設置を見るべきより、此方面にも多少運動起るべき形勢あり、當局者も選定に當惑し居れりと、

史料によれば5箇所という枠を複数の県が争奪戦を展開するという構図であり、それぞれの県は支部の誘致によって県内蚕種業の発展を企図したということである。そして、その誘致の条件として「敷地の無償提供」などが挙げられる。

こうした運動の一環として、愛知県会が知事に対して誘致の建議書を提出しているが、次の史料はその際の県会議員・津田醇の発言である²⁶。

豫テ皆様御承知ノ通り蠶絲業、即チ生糸ハ我國ニ於ケル所ノ輸出品中ノ首位ヲ占メテ居リマス、然ルニ今日品位ハ何ウデアルカト云フニ、生糸ハ雜駁デアツテ海外ノ信用ヲ得ルコトガ不可能デアル、故ニ之レカ改善ノ方法ヲ施シタイノデアルガ、如何セン縣費多端ノ折柄今日マデ延ビテ居リマス、然ルニ政府ニ於テモ好箇ノ時季ト云フノデ、生産調査會ニテモ全會一致ヲ以テ決議ヲ致シマシタ、夫レデ^①政府ニ於テハ此原蠶種製造所ヲ中央^(ママ)ニ一個所ト地方ニ二三箇所設置スルト云フコトヲ聞イテ居リマス、實ニ之レハ吾々數年来ノ希望デゴザイマシテ、尤モ機宜ニ適シタ事業デアラウカト考ヘマス、之レヲ我ガ縣ニ設置セラレタナラバ、我ガ縣ノ利益ハ幾許デ

25 『東京経済雑誌』1911年3月11日、p37。

26 『明治四十三年愛知県会議録』（愛知県庁所蔵）、1910年12月6日・建議。

アラウカト考ヘマス、我が縣ニ置キマシテハ蠶絲業ニ就テハ、他府縣ヨリモ餘程進ンデ居リマス、最近ノ調査ニ置キマシテモ、約千五百萬圓以上ノ収入ガアルヤウデゴザイマス、此ノ地方ニ此ノ原蠶種製造所ヲ設置セラレテ、其ノ範ヲ示サレタナラバ當業者ハ満足スルデアラウ、又ヨリ以上發展スルト云フコトモ期シテ疑ハヌノデアリマスノミナラズ、^②氣候ト云ヒ、風土ト云ヒ、實ニ我が愛知縣ハ蠶絲製造業ニ適シタ所デアラウト思ハレマス、且ツ交通機關ハ實ニ四通八達ノ場所デゴザイマス、ダカラ此ノ地ニ設置セラル、ナラバ、他府縣ニ其ノ模範ヲ示スト云フコトハ心易イ事デアラウト思ヒマス、

史料下線部①・②より、例えば愛知県では氣候の他に「交通機關ハ實ニ四通八達ノ場所」であることを同県の利点として強調している。国家の選定基準は史料の制約上判然としなが、結果として同県には、一宮（現・愛知県一宮市）支場が設立された。その他の支場として、前橋支場・福島支場・松本支場・熊本支場が挙げられる。

2. 群馬県における県立原蚕種製造所の設立

以上のように蚕種統一運動が盛り上がる一方で各府県当局は府県単位での蚕種統一や国立原蚕種製造所支所の誘致を目指した動向を展開したわけであるが、そのような中1911年3月の蚕糸業法公布を受けて、同年5月の勅令第150号原蚕種製造所官制が公布された。同官制は原蚕種製造所の設立の目的や職員の規模などを定めたものである²⁷。また蚕糸業法案審議当時、農務局長であった政府委員・下岡忠治は、原蚕種製造所について「国立ノモノ以外ニ府縣デ原蠶種製造所ヲ設ケマシテ、中央カラ送ルトコロノ原々種ヲ複製シテ原種ニスル、從ッテ地方デモ追ッ^(マ)設ケルダロウト思ヒマス、（中略）是ニ對シテ政府デモ補助致シマスカラ」と述べている²⁸。府県立の原蚕種製造所を政府の原々種を複製させる場所と位置付けており、府県当局に地方税支出による原蚕種製造所設立の誘導手段として国庫補助金の交付を示唆しているのである。

このような国家の研究機関の改組の影響を受けて各地で県立の原蚕種製造所が設立された。群馬県では1911年に県営原蚕種製造所の設立予算が県会で可決された。県立原蚕種製造所の母体は群馬県立農事試験場であり、設立にあたって同試験場から栽桑部を除いた蚕糸業部門を独立させた。その結果、群馬県では国営（先述の前橋支場）・県営双方の原蚕種製造所が併設されることとなった。ただし、蚕糸業法には府県に県立の原蚕種製造所の設立を義務付ける条項は存在しない。

次の史料は1911年の通常県会における群馬県内務部長・佐藤孝三郎の発言であるが、法律上の義務が無いにもかかわらず県立の原蚕種製造所の設立を企図する県当局の思惑を垣間見ることが出来る²⁹。

27 前掲7、北村・野崎書、p25-26。当初は事務所を農商務省内に設置していたが、1912年5月の東京府豊多摩郡杉並村（現・東京都杉並区）の庁舎完成に伴い同所に移転された。

28 『帝國議會衆議院委員會議録』第65巻（東京大學出版會、1989年）p334、第27議會・衆議院蚕糸業法案委員会、1911年2月20日。

29 『通常県會議事録』1911年（群馬県庁所蔵）、勸業費（經常部）・1次会。

本縣ハ養蚕ノ先進国トシテ繭種統一ト云フ問題ノ如キモ無論本縣ハ率先シテ唱ヘテ、是ガ動機トナリ原蚕種製造所等モ出来ルヤウニツタノデアリマス、ソレテ縣ニ於テモ国ノ原蚕種製造所ト聯絡ヲ取ツテ、サウシテ其ノ目的ヲ完成シタイト思フノデアリマス

本稿では省略するが群馬県では民間が代議士などを通じて蚕種統一運動を活発に展開した経緯があった。史料よりこうした活動が国立原蚕種製造所支場の前橋市への誘致に貢献したというのである。また史料下線部より、新設する県立原蚕種製造所を媒介手段として、県当局が国家の技術を県内の末端の蚕種業者へ普及させることを意図したものと考えられる。群馬県の支場誘致の理由は愛知県と変わらない。注目すべき点は西日本の府県とは違い、国立施設の誘致が決定したことを受けて予算支出に踏み切った点である。

また、群馬以外で支場設置が決定した府県のうち、東京・京都を除いた福島・長野・愛知・熊本全ての県が新規で県立原蚕種製造所予算を支出した。中でも愛知県は設立予算を含めて49,125(設立予算は37,339)円、長野県は第一・第二原蚕種製造所の設立予算も含めて38,067(設立予算は25,897)円という巨額予算を支出した³⁰。またそれ以外の県では、埼玉・千葉・三重・岐阜・山形・香川・愛媛・佐賀・宮崎が県立原蚕種製造所予算を新規で支出している。ここで注目すべきは以下の点である。これらの県の中で蚕糸業法公布以前の段階で県単位の蚕種統一に消極的であった東日本・九州に属するものは、例外無く国立原蚕種製造所およびその支場の周辺にある県であるという点である。地理的に近ければ、それだけ技術普及を受け易いからである。

続いて同施設の業務や設立目的についてであるが、1913年1月に群馬県当局が公布した群馬県原蚕種製造所規則の第2条によるとその目的は「蠶種ノ改良統一ヲ圖ル」ことであり、業務は「原蠶種ノ製造及ビ配布」、「蠶絲業ニ關スル試験及調査」、「蠶絲業ニ關スル研究生ノ養成講習講話及實地指導」である³¹。「原蠶種ノ製造」以外は県立農事試験場時代よりの業務を継承していると言える。また同時に公布された群馬県原蚕種製造所製造並配布規則の第2条には、同製造所における原蚕種の製造方法について、「原蠶種製造所ニ於テ生産シタル種繭又ハ蠶種製造者中蠶室蠶具其ノ他ノ設備完全ニシテ飼育上技能アリト認メ原蠶ノ飼育ヲ委託シタル者ノ生産中ヨリ買取シタル種繭」つまり、官立の製造所で製造された原蚕種が県当局が認定した業者一優良な技術や設備を有する等の理由による、の製造するそのいずれかに限定されたということである。

さらに蚕種の製造から配布までの間の過程について、時の群馬県内務部長・佐藤孝三郎は1911年の通常県会において次のような発言を行っている³²。

30 「農商務統計表」(農林水産政策研究所蔵)各年次。

31 「群馬縣報」「群馬県行政文書」1913年1月31日、2面。

32 「通常県会議事録」1911年(群馬県庁蔵)、勸業費(経常部)・1次会。佐藤孝三郎は農事試験場からの独立について「農事試験場ノ横ニ相並ベテ造ル積リデアリマス、其ノ内容ハ殆ド技師モ互ニ兼務スルト云フ便宜モアリマス、養蚕試験ノ如キモ蚕室ヲ拵ヘル積リデアリマス今日農事試験場ニ依ツテ蚕室ノ外ニソレニ属クシテ原蚕種製造所ヲ拵ヘ成ベク試験ノ如キモハ相方共通シテ互ニ相助ケ技術者モ宜ク又兼ネテ行クト云フヤウニ致シタイ積リデアリマス」と述べている。

一般ニ於テハ縣ノ原蚕種製造所自身ガ国ノ原蚕種製造所ニ於テ取ツタモノヲ縣ノ原蚕種製造所ニ於テ飼育シテ、ソレヲ同ジノ種繭審査会ニ掛ケテ其ノ内ノ最モ優良ナルモノヲ選ンデ配布スル即チ二途ノ方法ヲ取ルノデアリマス、

種繭審査会とは、蚕糸業法第23條に定められている農商務大臣や府県知事に開催する権限のある種繭の審査や原種の選定のための会議のことである³³。この種繭審査会の選考一例えば繭や糸の品質等、を通過した種繭が蚕種業者への配布の対象となるのであるが、同会に種繭を提出する方法は2通り存在する。ひとつ目は県立の原蚕種製造所が先述したような県当局の許可した設備・技術双方が優良な蚕種業者より種繭を買い取ることである。そしてふたつ目は、史料下線部に記されているように国立の原蚕種製造所の製造した原種を県立の原蚕種製造所で飼育して種繭に仕立てることである。先述の政府委員・下岡忠治が蚕糸業法案の審議に際して国立および府県立の原蚕種製造所における製造のおおよその見通しについて、現状における地方の例として、蚕業講習所が配布する原々種の「十分ノ一送ツタモノヲ、複製シテ一般ニヤル以上ニハ尚十分ノ九ニ當ルモノニ付マシテハ地方デ更ニ拵ヘテ地方ノ蠶種業者ニ渡ス」つまり府県の需要に対して国は1割しか供給出来ない状態であるとし、政府の原種の制限については「非常ニ先ノコト」としている³⁴。

こうした事象が意味するところは、蚕糸業法の公布に起因する種繭審査会の開催により、まず国立原蚕種製造所と民間の蚕種業者との技術競争が今まで以上に多くの府県において一定の基準のもとに展開されるようになったことである。またそうした中で、県立の原蚕種製造所は両者の原種を飼育し種繭を製造しそれを種繭審査会に提出し、蚕種業者に対して審査を通過した原々種の製造および配布を行うという役割を担うこととなった。

おわりに

最後に、本稿のまとめを行う。蚕糸業法公布前の段階ですでに西日本の少なからざる県において県当局の施策によって県単位の蚕種統一へ向けた動向が顕在化していた。ただし、その方法や進捗状況は、原蚕種製造所を設立する県もあれば農事講習所に原蚕種の配布を行わせる県もあり、当局の配布率が高い県があれば事業が始まったばかりの県もあるという具合にさまざまであった。

反面、元来蚕種業者の勢力が強大であった群馬や長野のような県では、県当局は蚕種製造の新興勢力への危惧を有しつつ蚕種業者の組合に対する予算面よりの支援などを行っていたようであるが、自らが主導権を掌握して原種管理に乗り出すようなことには着手しなかった³⁵。

一方、蚕糸業法公布によって設立される県立原蚕種製造所の前身は群馬県においては農事試験場

33 『法令全書』第44-4巻、p64（原書房、1992年）。

34 『帝國議會衆議院委員會議録』第65巻（東京大學出版會、1989年）p334、第27議會・衆議院蚕糸業法案委員会、1911年2月20日。

35 前掲29『農商務統計表』各年次。

であったが、その蚕糸業についての業務は栽桑の他に伝習事業や農商務省の委託試験を中心とした種繭飼育などであった。県単位の蚕種統一に積極的であった鳥取県は伯州亦の試験飼育を行ってはいたが、関連する史料からはやはりそれ自体が県単位の蚕種統一を見込んだ試験飼育とは考えられない³⁶。それでも蚕糸業法の公布によって蚕種統一運動が国策レベルで動き出すと、県単位にせよ国単位にせよ蚕種統一とは距離を置いていた地域の県当局の動向もそれに連動するようになる。その一方で、政府は府県に県立原蚕種製造所設立を促すために、1890-1900年代における各府県の農事試験場設立時と同様に国庫補助金を交付した³⁷。

しかしながら法令や国庫補助金という上意下達的な政策的手法が存在する一方で、各府県会の側も、地元へ政府の最先端の技術の導入を図るべく国立原蚕種製造所支場の誘致運動を積極的に展開した。ことに、国立原蚕種製造所支場の誘致に成功した全ての県において、蚕糸業法が公布された年に県立原蚕種製造所の新設予算が編成されたことはその端的な例である。さらには蚕糸業法公布以前の段階で県単位での蚕種統一に消極的であった東日本および九州において、蚕糸業法が公布された年に県立原蚕種製造所が新設された県は、ほとんど例外なく国立原蚕種製造所かその支場の存在する府県かその周辺地域であった。

種繭審査会を民間の優良種と政府の優良種の技術的な結節点とすれば、県立原蚕種製造所設立当初の意義は、政府や民間からの委託を受けた原々種の飼育や原蚕種配布に際して種繭審査会の下した決断を事務レベルで円滑に処理するための実行機関であったと結論付けることが出来る。

今後の研究の課題としては、新設された種繭審査会の決定事項や実際に県立原蚕種製造所が飼育および配布した原蚕種の総量などについて実務レベルで検討を加え、こうした動向の蚕種統一政策中の位置付けを明確にしていきたい。

(とみざわ かずひろ・本学経済学部教授)

えさき さとし・本学附属地域政策研究センター研究員)

謝辞 史料の撮影および複写に快く御協力頂いた各史料所蔵機関の皆様に対して、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

36 各県における県立原蚕種製造所の設立は、県立農事試験場の蚕糸業関連の研究の不備というよりは、蚕糸業政策の方針変更を受けてのものと考えられる。

37 1913年には政府は群馬県に対して原蚕種製造所費及び蚕業取締所費に対して2,000円の国庫補助金を交付した。